

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領を制定しました。

#### 1 融資制度の拡充等

この度、国土交通省の通達において、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業）」の拡充及び「地域建設業経営強化融資制度」の創設がされました。

この制度は、公共工事を受注・施工している建設業者が当該工事請負代金債権を債権譲渡先へ譲渡し、当該譲渡債権を担保として債権譲渡先が建設業者に対して融資を行うものです。

#### 2 事務取扱要領の制定

札幌市では、建設業者の経営安定化を確保する観点から、この制度に基づいた債権譲渡を認めることとし、その具体的な事務取扱について定めた「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領」を制定しました。

#### 3 債権譲渡の承諾の対象

債権譲渡の承諾の対象は、札幌市工事施行規程（平成 4 年訓令第 4 号。以下「施行規程」という。）第 2 条第 1 号に定める工事（当該工事が複数年度にわたる場合にあっては、工事の最終年度の初日が経過しており、かつ、当該最終年度内に終了が見込まれる工事に係るものに限る。）に係る工事請負代金債権とします。ただし、次に掲げる工事に係るものは除きます。

- (1) 札幌市低入札価格調査要領（平成14年12月24日財政局理事決裁）第 8 条第 1 項の規定による低入札価格調査を行った工事で、当該低入札価格調査を受けた者が落札者となったもの
- (2) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事
- (3) その他市長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

#### 4 適用開始日

平成 20 年 11 月 13 日

#### 5 手続き

財団法人建設業振興基金が適当と認める事業協同組合等で行うこととなっています。

#### 6 その他

詳細は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領」をご参照ください。

#### 【お問い合わせ先】

財政局管財部契約管理課工事契約係

電話 011 - 211 - 2442